3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千六百二十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月二十四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区阿寺字モウリ八四六の九、八四六の四七、天竜区月字桃の久保一〇〇、一〇一、字坊神一〇二、一〇五から一〇九まで、一一一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千六百二十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月二十四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　(一)　保安林の所在場所　静岡県伊豆市青羽根字青埴七〇四の一

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字青埴七〇四の一（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　静岡県富士郡芝川町内房字後林四六二七の四、四六二九の一、四六二九の二、四六三〇の一、四六三〇の三、四六三四

(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁並びに伊豆市役所及び芝川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千六百二十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月二十四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　広島県福山市新市町大字金丸三三一六の一、三三一九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び福山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千六百二十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月二十四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　広島県神石郡神石高原町新免字今保六二四六の二、六二四八の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○国土交通省告示第千二百三十五号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十一月二十四日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

水谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

福井県鯖江市上戸口町

四三字東水谷　一〇番

四四字西水谷　一一番一から一一番三まで、三三番一から三三番三まで

三四番及び三五番

三六番一及び三六番二

四〇番一

五六番一及び五六番二

五七番から六八番まで

八四字水谷

八五字西谷　一番から四番まで

五番一及び五番二

六番一

七番から一一番まで

二〇番六

中戸口町

三三字水谷　一番から六番まで

**○国土交通省告示第千二百三十六号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十一月二十四日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

二タ子池入ノ沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうちその接している区間の道路敷

長野県南佐久郡小海町大字豊里字二タ小池

九二六番四

九二七番一及び九二七番二

九二八番

九二九番一から九二九番三まで

九三〇番

九三二番一から九三二番四まで

九三三番一及び九三三番二

九三四番及び九三五番

九三六番一から九三六番三まで

九三七番及び九三八番

九三九番一

九四〇番一及び九四〇番二

九四一番一

九四二番一

九四三番一

九四四番一及び九四四番二

九四五番一

九四六番一

九四七番一及び九四七番二

九四八番一から九四八番三まで

九四九番から九五一番まで

六〇〇二番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県南佐久郡小海町大字豊里字二タ小池

九四四番一　一号

九三五番　二号

九三一番一　三号

九二七番一　四号